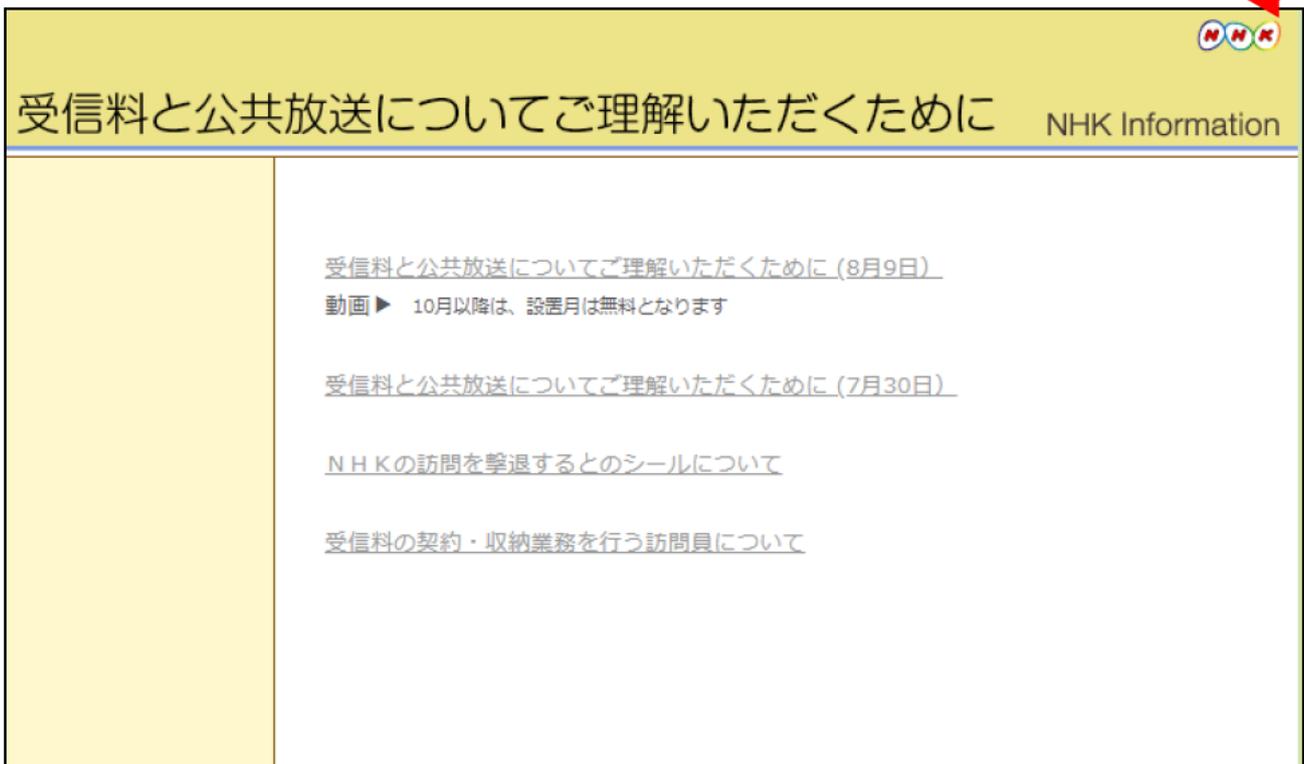


(会長報告) 受信料制度と公共放送の理解について

(参考) NHKオンラインのトップページ



2019年8月9日
日本放送協会

受信料と公共放送についてご理解いただくために

最近、受信料に関するお問い合わせを数多くいただいておりますので、あらためて、ご説明させていただきます。

NHKは、放送法で、公共の福祉のために、あまねく日本全国で受信できるよう、豊かで、かつ良い番組を放送することが求められています。

この役割を果たしていくため、放送法第64条では、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と定められています。

そして、放送法に基づき、総務大臣の認可を受けた放送受信規約で、放送受信料をお支払いいただくことを定めています。

おととしの最高裁判決で、受信料制度は合憲であること、そして、受信契約の締結は法的義務であり、契約が成立した場合、受信料を支払わなければならない旨の判断が示されました。併せて、受信契約の締結に理解が得られるように努めることとされました。

NHKは、みなさまに広くご負担いただく受信料を財源とすることで特定の利益や視聴率に左右されず、社会生活の基本となる確かな情報や、豊かな文化を育む多様な番組、そして、命を守る防災・減災情報などを離島や山間地を含めた全国にあまねくお届けすることができます。

さらに、日本について理解してもらうため、国際放送を充実させ、スーパーハイビジョンや手話CGなどの先導的な技術開発により、暮らしを豊かにするためのお役に立つこともできます。

最近、スマートフォンなどが急速に普及し、必要な情報が簡単に得られるようになりました。一方で、興味のある情報だけに触れ、関心のない大切な課題や多様な視点に触れる機会がなくなることや、誰でも、簡単に情報を発信でき、不確かな情報が拡散することを懸念する声もあります。

こうした状況だからこそ、正確で信頼できる情報を提供し、ふだん関心のない事柄にも目を向けていただく機会となるメディアの公共的な役割はますます重要になります。

NHKは、受信料制度で支えられる公共放送として、信頼される「情報の社会的基盤」の役割を果たし、健全な民主主義の発達や、文化水準の向上に貢献してまいります。

ルールを守り、きちんと受信料をお支払いいただいている方が不公平とお感じになることのないよう、NHKは、引き続き受信料制度の意義や公共放送の役割を丁寧に説明し、公平に受信料をお支払いいただくよう努めてまいります。

どうか、みなさまのご理解のほど、よろしくお願いいたします。

〈資料〉

日本放送協会放送受信規約(抜粋)

(放送受信料支払いの義務)

第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月(受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。

種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円
	継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星 契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円
	継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別 契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円
	継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円

この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。

[日本放送協会放送受信規約全文はこちら](#)

2019年7月30日

日本放送協会

受信料と公共放送についてご理解いただくために

NHKは、放送法に基づき、「いつでも、どこでも、誰にでも、確かな情報や豊かな文化を全国津々浦々にあまねく伝えていく」という使命を果たすため、みなさまからいただく受信料を財源として、自主自律を堅持しながら、命と暮らしを守り、地域を応援し、日本を世界に発信するなど、公共放送ならではのさまざまな放送事業を行なっています。

このところ、「NHKを見なければ受信契約はしなくていい、受信料は支払わなくてもいい」と発言する人たちがいます。放送法や受信規約では、NHKの放送を受信できる設備をお持ちの方は、受信契約を結び、受信料をお支払いいただくことが定められています。受信設備があるにも関わらず、受信契約をしないことは法律を守っていないことになり、「受信料を支払わなくてもいい」と公然と言うことは、法律違反を勧めることとなります。

NHKは、受信料をお支払いいただいているみなさまの不公平感を解消していくためにも、受信料制度や受信料の公平負担について、誤った認識を広めるような行為や発言に対しては、きちんと対応してまいります。NHKは放送法や受信規約にのっとり適切に業務を行っており、明らかな違法行為などについては、放置することなく、厳しく対処してまいります。

NHKは、引き続き、公共放送の役割や受信料制度の意義を視聴者・国民のみなさまに丁寧に説明してご理解いただき、受信料の公平負担の徹底に全力で取り組んでまいります。

NHKの訪問を撃退するとのシールについて

放送法第64条第1項において、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と定められています。

玄関先に貼るとNHK担当者が訪問しなくなるとするシールが配布されていますが、シールの有無にかかわらず、NHKは契約・支払をしていただくため、まだ契約をいただけていないお客様や未納となっているお客様のお宅を訪問しています。

受信料制度の理解促進と公平負担の徹底に取り組んでいることをご理解ください。

2019年8月2日

日本放送協会

受信料の契約・収納業務を行う訪問員について

NHKが暴力団関係者に対して、受信料の契約・収納業務を委託することはありません。

NHKでは、受信料の契約・収納業務を行う法人事業者との間で締結する業務委託契約書において、反社会的な勢力と関わりがないことを業務委託の条件としています。また、業務委託契約時には企業調査を行っています。さらに、法人事業者およびその従業員について反社会的な勢力との関わりが判明した場合には直ちに契約を解除する項目を設けるなど、反社会的な勢力の排除を徹底しています。